

南相馬市原町区（旧緊急時避難準備区域）から避難した申立人ら（母親と小学生の子供2名）について、子供2名にそれぞれ重度、中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親が、一人で子供の世話をしながら避難せざるを得なかったことを考慮し、避難慰謝料の増額として、母親と子供2名にそれぞれ月額10万円が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同申立人X3（以下、申立人全員を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次の通り和解する。

1 申立人X1について

(1) 和解の範囲

申立人X1と被申立人は、本件に関し、申立人X1と被申立人との間に争いのない（別紙）1記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人X1に対し、1（1）所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金193万5240円の支払義務のあることを認める。

(3) 既払いの未精算仮払い補償金

申立人X1及び被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、1（1）記載の損害に対する未精算の仮払い補償金130万円を支払い済みであることを確認する。

この未精算の仮払い補償金130万円について、1（2）記載の和解金193万5240円と清算する。

(4) 支払方法

（省略）

2 申立人X2について

(1) 和解の範囲

申立人X2と被申立人は、本件に関し、申立人X2と被申立人との間に争いのない（別紙）2記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人X2に対し、2（1）所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金90万円の支払義務のあることを認める。

(3) 既払いの未精算仮払い補償金

申立人X2及び被申立人は、被申立人が申立人X2に対し、2（1）記載の損害に対する未精算の仮払い補償金30万円を支払い済みであることを確認する。

この未精算の仮払い補償金30万円について、2（2）記載の和解金90万円と清算する。

(4) 支払方法

(省略)

3 申立人X3について

(1) 和解の範囲

申立人X3と被申立人は、本件に関し、申立人X3と被申立人との間に争いのない(別紙)3記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人X3に対し、3(1)所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金90万円の支払義務のあることを認める。

(3) 既払いの未精算仮払い補償金

申立人X3及び被申立人は、被申立人が申立人X3に対し、3(1)記載の損害に対する未精算の仮払い補償金30万円を支払い済みであることを確認する。

この未精算の仮払い補償金30万円について、3(2)記載の和解金90万円と清算する。

(4) 支払方法

(省略)

4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月7日

(仲介委員 鈴木由美)

(別紙) 1

申立人X1について 平成〇〇年(東)第〇号			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)		51,000円	
避難費用		363,100円	
一時立入費用	平成23年4月～平成23年8月	80,000円	
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月～平成23年11月	900,000円	
精神的損害 (滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他		541,140円	・生活費増加分： 414,420円 ・交通費増加分： 126,720円
一部和解 合計額(①)		1,935,240円	

未精算の仮払補償金(②)	1,300,000円
支払額(①-②)	635,240円

(別紙) 2

申立人X2について 平成〇〇年(東)第〇号			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月～平成23年11月	900,000円	
精神的損害 (滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			

検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		900,000 円	

未精算の仮払補償金(②)	300,000 円
支払額（①－②）	600,000 円

(別紙) 3

申立人 X 3 について 平成〇〇年（東）第〇号			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	平成 2 3 年 3 月～平成 2 3 年 1 1 月	900,000 円	
精神的損害 (滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		900,000 円	

未精算の仮払補償金(②)	300,000 円
支払額（①－②）	600,000 円

南相馬市原町区（旧緊急時避難準備区域）から避難した申立人ら（母親と小学生の子供2名）について、子供2名にそれぞれ重度、中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親が、一人で子供の世話をしながら避難せざるを得なかったことを考慮し、避難慰謝料の増額として、母親と子供2名にそれぞれ月額10万円が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、申立人全員を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次の通り和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙一覧表記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、1453万3583円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、合計373万5240円を支払い済みであることを相互に確認する。

当該既払い金373万5240円について第2項記載の和解金1453万3583円と清算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、別紙一覧表記載の「精神的損害」については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力を及ぼさず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年4月8日

（仲介委員 鈴木由美）

(別紙)

損害項目	細目	金額 (円)	期間
避難費用	避難交通費	378100	平成23年3月13日～平成24年3月18日
	家財道具の移動費用	130700	平成24年3月23日
	交通費 (A分)	81250	平成23年3月13日～平成23年3月18日
	謝礼 (Bへ支払った謝礼)	10000	平成23年3月27日
	避難・帰宅等にかかる費用相当額	351000	平成23年3月11日～平成24年3月23日
一時立入費用	一時立入交通費	360000	平成23年4月1日～平成24年3月23日
生活費増加費用	物品等購入費用	562770	平成23年4月4日～平成23年12月21日
	郵送料	500	平成23年4月11日
	宅急便料金	4740	平成23年3月27日
	直接請求の資料のコピー代	470	平成23年8月
	通院交通費等の生活費増加分	600000	平成24年9月1日～平成25年3月31日
検査関連費用	検査費用	36000	平成23年8月29日～平成23年12月6日
	検査にかかる交通費	40000	平成23年11月25日～平成24年2月15日
その他	「〇」へ通うことになったことによる交通費増加費用	269280	平成23年4月1日～平成24年8月31日
	「〇」へ通うことになったことによる療育施設利用料増加費用	303875	平成23年4月1日～平成24年8月31日
	障害児日中一時支援利用手数料	21590	平成23年9月8日～平成24年4月27日
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	9300000	平成23年3月～平成24年8月
	右記の期間内に自主的避難等対象区域に避難または滞在していた18歳未満の者	800000	平成23年4月23日～平成23年12月31日

	に対する賠償		
	中学生以下の者の精神的損害に係る賠償	700000	平成24年9月1日～平成25年3月31日
	右記の期間内に自主的避難等対象区域に避難または滞在した、18歳以下の者の精神的損害等に対する賠償	160000	平成24年1月1日～平成24年8月31日
	上記合計	14110275	
	本件和解仲介に関する弁護士費用	423308	
	総合計	14533583	